

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当会社におきましても加算算定を行っております。当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
  - 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
  - 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- ※「見える化要件とは」2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当会社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件	会社としての取り組み
入職促進に 向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化	運営規定・事業計画、介護職員人材育成指針等各指針で内容を明確化している。
資質の向上やキャリア アップに向けた支	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
両立支援・ 多様な働き	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	子育て・介護等の家庭事情や職員の体調等に配慮し、日勤帯のみでの勤務や曜日・シフト限定正規職員制度の導入と活用を行っている。
	有休休暇が取得しやすい環境の整備	年1回5日間のリフレッシュ休暇が取得できる。
腰痛を含む心身の健 康管理	介護職員の身体の負担の軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	機械浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	年次健康診断の実施、その他全館禁煙、各階スタッフルーム内職員休憩室の確保など健康への配慮を行っている。
生産性向上のため の業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	マニュアル、業務割表や業務ノート、1日1回の昼礼等で情報共有を行っている。
やりがい・働 きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえて勤務環境やケア内容の改善	月1回のスタッ会議にて情報共有や改善に向けた会議を行っている。